

A

仕様書番号：第 24 号

作成年月日：令和7年 4月10日

駐屯地ボイラー洗缶整備等役務

件名	駐屯地ボイラー洗缶整備等役務	図面番号	1 / 3
種別	表紙	縮尺	図示
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			

仕 様 書

1 役務件名：駐屯地ボイラー洗缶整備等役務

2 役務場所：東京都練馬区北町4丁目1-1 陸上自衛隊練馬駐屯地内

3 業務概要

- (1) : 炉筒煙管ボイラー2基の洗缶整備及び性能検査受検 1式
- (2) : 1号ボイラーコントロールモータ交換 1式
- (3) : 第一種圧力容器7基(9個分)の安全弁分解整備及び吹出試験 1式
- (4) : 第一種圧力容器7基の分解整備検査後組立 1式

4 履行期限：令和7年12月19日

5 一般事項

- (1) 本業務は、本仕様書による他、下記仕様書及び関係法規を準拠する。
・(財)建築保全センター編集建築保全共通仕様書
- (2) 仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は、契約担当官・監督官と協議し、その指示に従い行うものとする。
- (3) 現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令を遵守して行うものとする。
- (4) 作業に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出する。
- (5) 施工図・材料等の見本は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。
- (6) 役務写真はカラーサービス版又は撮影し、作業前・作業中・作業後・材料搬入時及び作業後において隠蔽部となる箇所を必ず撮影するほか、その他監督官の指示する箇所を撮影する。
また、作業後は工事用アルバム(エクセル等)に整理の上、提出する。
- (7) 業務に必要な電気・水道等は請負業者の負担とする。
- (8) 現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。(各種溶接作業も含む)
- (9) 施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき請負業者の責任において原状に復旧する。
- (10) 業務に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。
- (11) 本役務は、役務完了後1年間を保証期間(瑕疵期間)とする。その間に発生した不具合については、請負業者の責任において速やかに対処する。

6 特記事項

- (1) 本役務は、「ボイラー及び圧力容器安全規則」労働省令第2章第5節38条及び第40条の性能検査を受検するために実施する作業をいう。
- (2) 本役務は、ボイラー整備士の資格を有すると共に、当該ボイラーについて専門的な知識及び技能を有する者が作業を実施する。
- (3) 作業中は原則として運転中のボイラーに支障を与えないよう留意する。
- (4) 水面計ガラス及びパッキン類等の消耗品は、官給品を使用する為、契約後、調整する。
- (5) 性能検査は前期後期の2回実施とし、前期日程は5月16日(金)、後期は11月6日(木)基準とするが、変更の場合は官側の指定した日に実施するものとする。

- (6) 請負業者は、ボイラー本体について性能検査までに受検可能となるよう監督官と調整し、整備を実施する。また、性能検査当日は、必ず整備作業をした者が検査に立会うと共に、ボイラー検査官からの指示、指摘事項等の是正を、性能検査終了後速やかに実施する。また、性能検査日から3日以内にボイラー本体の復旧作業を実施し、運転確認まで完了させる。指摘事項の是正に時間を要する場合、官側との調整による。

- (7) 1号ボイラー及び2号ボイラーの諸元については表1による。

表1

名 称	1号ボイラー	2号ボイラー
製 造 所	石川島汎用ボイラー	(株)高尾鉄工所
ボイラ型式	KMH-12A炉筒煙管式	FTE-60CY炉筒煙管式
バーナ型式	RVD PAC 蒸気噴霧式	TMRC-60 蒸気噴霧式
電 熱 面 積	71.59㎡	82.00㎡
蒸 発 量	6,000Kg/h	7,200Kg/h
設 置 年 月	1995年3月	2021年7月

- (8) 1号ボイラー及び2号ボイラーの整備内容については表2による。

表2

ボイラー本体	ア 燃焼装置取付
	イ マンホール、検査口脱着
	ウ 燃焼室炉筒ブラシ掛け清掃
	エ 煙管チューブクリーナー清掃
	オ 水室高圧洗浄作業
弁 類 及 び 給 水 装 置	ア 主蒸気弁、缶底ブロー弁の分解整備
	イ 給水元弁、給水逆止弁、ストレーナの分解整備
	ウ 給水ポンプグランドパッキンの入替及び給水内管の脱着
	エ 連続ブロー装置分解整備
	オ 安全弁の分解整備
	カ 性能検査当日の安全弁吹出試験
水 面 計 及 び 水 位 検 出 器	ア 水面計ガラス及び電極保持器の交換
	イ 水位電極棒、フロートスイッチの分解清掃及び機能点検
	ウ 管柱ブロー弁及びコック、連絡弁の分解清掃
復 旧 及 び 運 転 確 認	ア 開放部及び分解部の交換
	イ 圧力上昇後の漏洩点検及び増し締め
	ウ インターロックの作動点検及び各装置の状況確認

- (9) 1号ボイラーコントロールモータ交換については表3による。請負業者は本役務契約後、早急に部品を発注し、納期と交換作業時期を官側へ報告すること。

表3

品 名	型 式	単 位	数 量
コントロールモータ	CM150RP-B71	台	1

件 名	駐屯地ボイラー洗缶整備等役務	図面番号	2 3
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	--
練馬駐屯地業務隊管理科			

(10) 第1種圧力容器の諸元については表4による。

表4

建物 番号	型 式 ・ 種 類	内 容 積 m ³		最高使用圧力		安全弁吹出圧力		用途	設置 時期
		被加熱側	加熱側	被加熱側	加熱側	被加熱側	加熱側		
165	貯湯槽 円筒型多管式	0.50MPa	0.20MPa	0.608	0.019	0.50MPa	0.98MPa	給湯用	02/02/26
189	貯湯槽 円筒型多管式	0.50MPa	0.10MPa	0.605	0.012	0.50MPa	0.98MPa	給湯用	01/02/26
203	熱交換器 円筒型多管式	5.0kg/cm ²	1.0kg/cm ²	0.025	0.050	5.0kg/cm ²	5.0kg/cm ²	暖房用	95/06/08
203	貯湯槽 円筒型多管式	5.0kg/cm ²	0.9kg/cm ²	1.150	0.020	5.0kg/cm ²	5.0kg/cm ²	給湯用	95/06/08
204	熱交換器 円筒型多管式	0.49MPa	0.10MPa	0.074	0.119	5.0kg/cm ²	2.0kg/cm ²	暖房用	95/09/05
204	貯湯槽 円筒型多管式	0.50MPa	0.7kg/cm ²	2.788	0.044	5.0kg/cm ²	2.0kg/cm ²	給湯用	95/09/05
220	貯湯槽 円筒型多管式	0.50MPa	0.08MPa	3.240	0.055	0.49MPa	0.49MPa	給湯用	01/03/26

(11) 第1種圧力容器の整備内容については表5による。日程は監督官との調整による。

表5

A	バルブの切替、マンホール部開放、付属品取外し、内部冷却、防食装置点検、内部スラッジ清掃
B	硬質スケール除去、内部ブラシ清掃、コイル部整備、接続部点検、損耗部材交換、ラッキング補修
C	外組整備、機械室清掃、受検器材等準備
D	付属品分解整備、安全弁の搭合せ、フランジ等接続部の点検、パッキン等消耗品類の作成
E	付属品組立、安全弁組立、本体組立、付属品取付、通水確認及び補修修正
F	圧力上昇及び接続部点検、機能点検、各部増し締め、機器設定調整及び動作点検

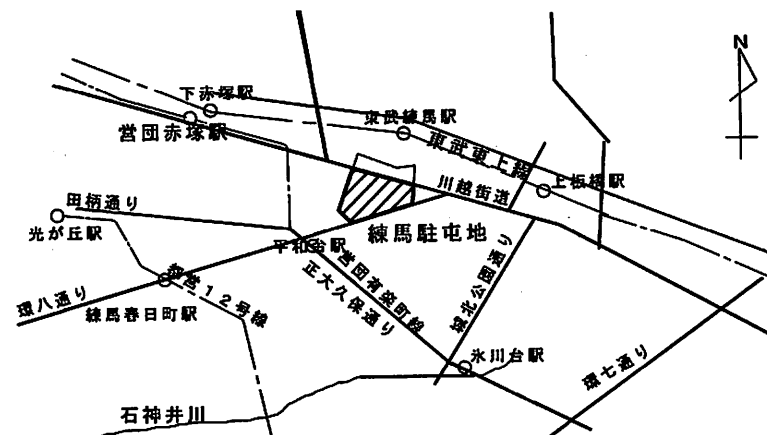
項目A～Dは必ず検査日前日までに完了しておくこと。項目E、Fは検査後3日以内完了を基準とする。細部日程は官側との調整による。

(12) ボイラー本体及び第一種圧力容器の性能検査事項、検査対象設備設置建物及び時期については表6による。

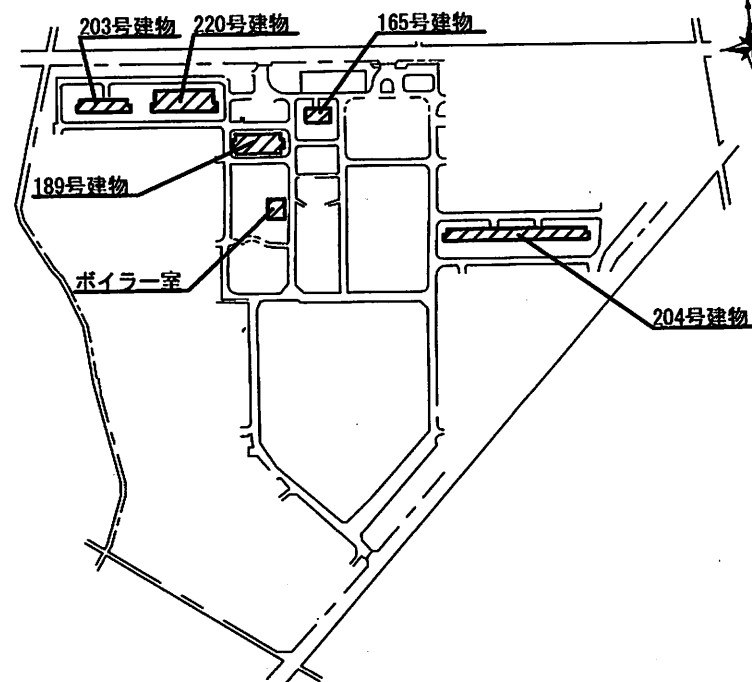
表6

種 別		検 査 項 目
ボイラー本体	炉筒煙管式	本体、燃焼装置、自動制御装置、付属品及び付属装置、安全弁吹出試験
第一種圧力容器	熱交換器・貯湯槽	安全弁吹出試験
性能検査対象設備設置建物（安全弁吹出試験場所）		
ボイラー本体	5月：1号ボイラー 11月：2号ボイラー	
熱交換器	5月：#203(20A×1) (25A×1) #204(32A×2) …全2基(安全弁4台)	
貯湯槽	5月：#203(20A×1) #204(20A×1) …全2基(安全弁2台)	
	11月：#165(25A×1) #189(25A×1) #220(40A×1) …全3基(安全弁3台)	

(13) 性能検査当日の安全弁吹出試験は試験結果報告書の提出でも可とする。



練馬駐屯地案内図 S=1:10000



整備場所案内図 S=1:Non

件 名	駐屯地ボイラー洗缶整備等役務	図面番号	3
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	--
練馬駐屯地業務隊管理科			

B

仕様書番号：第 26 号
作成年月日：令和 7 年 4 月 10 日

1 号建物空冷ヒートポンプチラー保守点検役務

役務件名	1号建物空冷ヒートポンプチラー保守点検役務	図面番号	1 / 3
種 別	表 紙	縮 尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			

仕 様 書

1 役務件名：1号建物空冷ヒートポンプチラー保守点検役務

2 役務場所：東京都練馬区北町4丁目1-1 陸上自衛隊練馬駐屯地

3 役務概要：モジュール型(4機連結)空冷ヒートポンプチラーの保守点検 一式

4 履行期限：令和8年3月31日 ただし、各作業ごとの期限は6特記事項の(7)による

5 一般事項

- 本業務は、本仕様書によるほか、下記仕様書及び関係法規を準拠する。
 - (財)建築保全センター編集建築保全共通仕様書
 - (財)建築保全センター編集建築保全業務報告書作成の手引き
- 仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は、契約担当・監督官と協議し、その指示に従い行うものとする。
- 現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令を遵守して行うものとする。
- 作業に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出する。
- 図面・材料等の見本は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。
- 役務写真は、作業前・作業中・作業後・材料搬入時及び作業後において隠蔽部となる箇所を必ず撮影するほか、その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上提出する。
- 業務に必要な電気・水道等は受注者の負担とする。ただし、試運転等の作業上使用することが必要となるものについてはその限りでない。
- 現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。(各種溶接作業を含む。)
- 施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき受注者の責任において原状に復旧する。
- 業務に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。
- 本役務は、役務完了後1年間を補償期間(瑕疵期間)とする。その間に発生した不具合については、受注者の責任において速やかに対処する。

6 特記事項

- 本役務は、各設備機器の保守点検について専門的な知識及び技術を有する者(メーカーの技術員認定証を有する者、製作工業またはその特約店)が作業を実施する。
- 保守点検に必要な工具及び計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き受注者の負担とする。また、保守点検に必要な消耗品及び軽微な補修材料等についても同様とする。

- 本役務に際し、決められた場所以外への立ち入りは禁止とする。
- 冷房イン点検及び暖房イン点検終了後、試運転を実施し正常に運転することを確認する。なお、各設備機器の試運転に必要なバルブ及び付帯設備等の操作については、受注者の負担により実施する。
- 保守点検終了後、(財)建築保全センター編集建築保全業務報告書作成の手引きを参考に各設備機器ごと報告書を作成し、監督官へ提出する。また、受注者独自の報告書による提出の際も、同様の報告書を添付する。
- 役務期間中、空調機等に不具合が発生した場合には、応急処置を講ずるとともに原因を究明し、速やかに監督官へ報告する。修理等が必要な場合は、見積書等資料を速やかに監督官へ提出する。
- 保守点検の作業期間は下表に示す期間を基準とし、細部は監督官との協議による。

作業内容	作業期間
冷房イン点検	契約日から令和7年5月23日までの間
暖房イン点検	令和7年10月15日から10月31日までの間

役務件名	1号建物空冷ヒートポンプチラー保守点検役務	図面番号	2 / 3
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			

167号建物吸収式冷温水機冷房保守点検役務

役務件名	167号建物吸収式冷温水機冷房保守点検役務	図面番号	1 / 3
種 別	表 紙	縮 尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			

仕 様 書

1 役務件名：167号建物吸収式冷温水機冷房保守点検役務

2 役務場所：東京都練馬区北町4丁目1-1 陸上自衛隊練馬駐屯地

3 役務概要：吸収式冷温水機の冷房イン保守点検 1式
吸収式冷温水機の抽気作業 1式

4 履行期限：令和7年9月30日（各作業期間については特記による。）

5 一般事項

- 本業務は、本仕様書によるほか、下記仕様書及び関係法規を準拠する。
 - （財）建築保全センター編集建築保全共通仕様書
 - （財）建築保全センター編集建築保全業務報告書作成の手引き
- 仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は、契約担当官・監督官と協議し、その指示に従い行うものとする。
- 現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令を遵守して行うものとする。
- 作業に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出する。
- 図面・材料等の見本は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。
- 役務写真は、作業前・作業中・作業後・材料搬入時及び作業後において隠蔽部となる箇所を必ず撮影するほか、その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上提出する。
- 業務に必要な電気・水道等は受注者の負担とする。ただし、試運転等の作業上使用することが必要となるものについてはその限りでない。
- 現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。（各種溶接作業を含む。）
- 施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき受注者の責任において原状に復旧する。
- 業務に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。
- 本役務は、役務完了後1年間を補償期間（瑕疵期間）とする。その間に発生した不具合については、受注者の責任において速やかに対処する。

6 特記事項

- 本役務は、各設備機器の保守点検について専門的な知識及び技術を有する者（メーカーの技術員認定証を有する者又は同等の資格を有している者）が作業を実施する。
- 保守点検に必要な工具及び計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き受注者の負担とする。また、保守点検に必要な消耗品及び軽微な補修材料等についても同様とする。

（3） 本役務に際し、決められた場所以外への立ち入りは禁止とする。

（4） 冷房イン点検終了後、試運転を実施し正常に運転することを確認する。

なお、各設備機器の試運転に必要なバルブ及び付帯設備等の操作については、受注者の負担により実施する。

（5） 保守点検終了後、（財）建築保全センター編集建築保全業務報告書作成の手引きを参考に各設備機器ごと報告書を作成し、監督官へ提出する。また、受注者独自の報告書による提出の際も、同様の報告書を添付する。

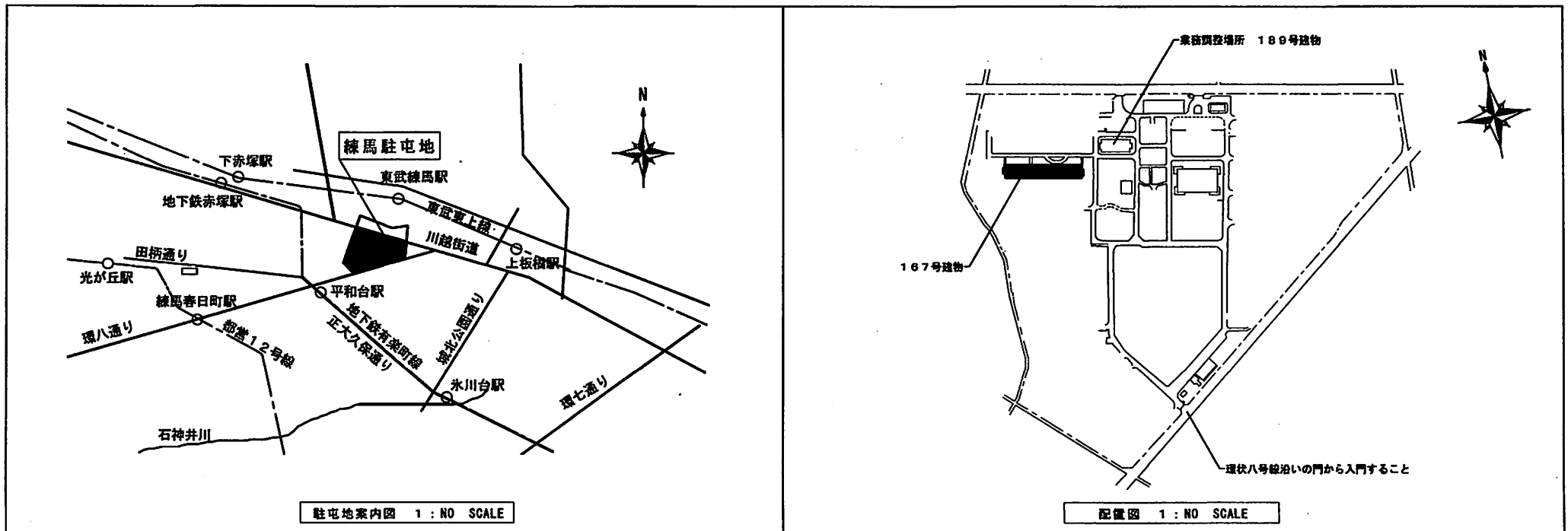
（6） 役務期間中、空調機等に不具合が発生した場合には、応急処置を講ずるとともに原因を究明し、速やかに監督官へ報告する。修理等が必要な場合は、見積書等资料を速やかに監督官へ提出する。

（7） 保守点検の作業期間は下表に示す期間を基準とし、細部は監督官との協議による。

作業内容	作業期間
冷房イン点検	契約日から令和7年5月23日までの間

（8） 抽気作業については、吸収式冷温水機1、2号機を冷房イン点検後週1回（月曜日）を基準とし、細部は監督官との協議による。

役務件名	167号建物吸収式冷温水機冷房保守点検役務	図面番号	2 / 3
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			



保守点検機器一覧表

設置場所	保守点検機器				冷房イン	標準仕様書に記載外の実施事項
	機器名	メーカー型式	性能	台数		
167号建物	吸収冷温水機	タカ T70S2 (T30S2+T40S2)	214.68kw 70.0USRT	1	○	1 冷房シーズン中（令和7年6月1日～9月30日）、週1回（毎週月曜日）を基準とし、真空引き作業を実施すること。 細部日程は官側との調整による。 2 吸収液の分析結果に異状があれば、調整の経費見積を提出。
	冷却塔	三菱樹脂 HT-60MEA-Rg	409.3kw 1,040L/min(地上)	1	○	
	冷温水ポンプ	エプソン 80×65 FS2H 511		2	○	
	冷却水ポンプ	エプソン 80×65 FS4K 57.5		1	○	

役務件名	167号建物吸収式冷温水機冷房保守点検役務	図面番号	3 / 3
種別	案内図・配置図・保守点検機器一覧表	縮尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			

172号建物ほか吸収式冷凍機保守点検役務

役務件名	172号建物ほか吸収式冷凍機保守点検役務	図面番号	1 / 3
種 別	表 紙	縮 尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			

仕 様 書

1 役務件名：172号建物ほか吸収式冷凍機保守点検役務

2 役務場所：東京都練馬区北町4丁目1-1 陸上自衛隊練馬駐屯地

3 役務概要：練馬駐屯地内吸収式冷凍機の冷房イン・オフ及び暖房イン点検 一式

4 履行期限：令和8年3月31日

5 一般事項

- 本業務は、本仕様書によるほか、下記仕様書及び関係法規を準拠する。
 - （財）建築保全センター編集建築保全共通仕様書
 - （財）建築保全センター編集建築保全業務報告書作成の手引き
- 仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は、契約担当官・監督官と協議し、その指示に従い行うものとする。
- 現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令を遵守して行うものとする。
- 作業に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出する。
- 図面・材料等の見本は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。
- 役務写真は、作業前・作業中・作業後・材料搬入時及び作業後において隠蔽部となる箇所を必ず撮影するほか、その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上提出する。
- 業務に必要な電気・水道等は受注者の負担とする。ただし、試運転等の作業上使用することが必要となるものについてはその限りでない。
- 現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。（各種溶接作業を含む。）
- 施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき受注者の責任において原状に復旧する。
- 業務に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。
- 本役務は、役務完了後1年間を補償期間（瑕疵期間）とする。その間に発生した不具合については、受注者の責任において速やかに対処する。

6 特記事項

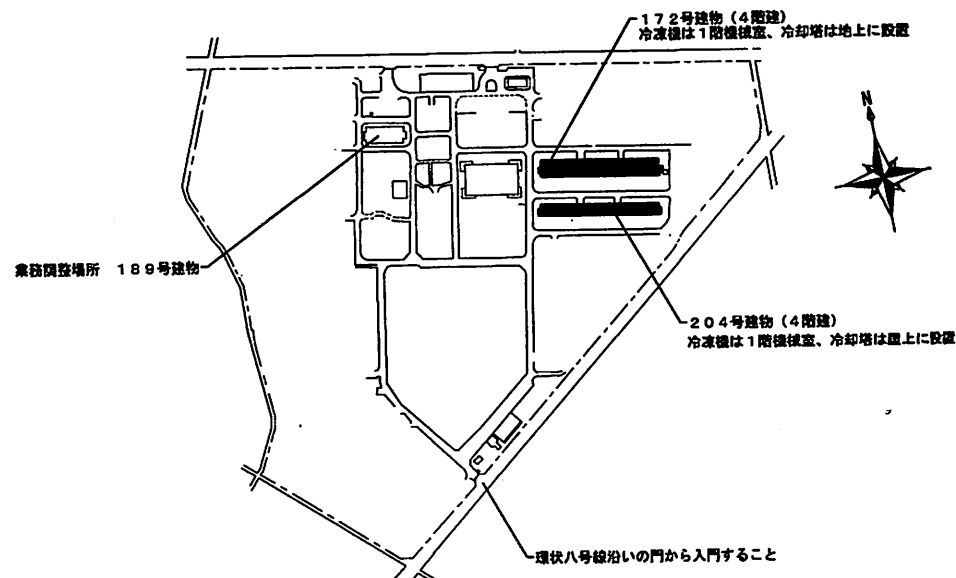
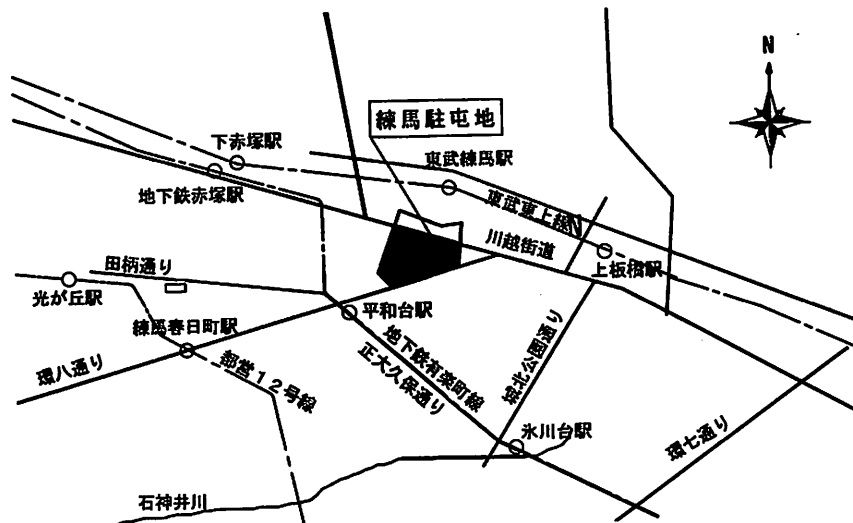
- 本役務は、各設備機器の保守点検について専門的な知識及び技術を有する者（メーカーの技術員認定証を有する者又は同等の資格を有している者）が作業を実施する。
- 保守点検に必要な工具及び計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き受注者の負担とする。また、保守点検に必要な消耗品及び軽微な補修材料等についても同様とする。

- 本役務に際し、決められた場所以外への立ち入りは禁止とする。
- 冷房イン点検及び暖房イン点検終了後、試運転を実施し正常に運転することを確認する。なお、各設備機器の試運転に必要となるバルブ及び付帯設備等の操作については、受注者の負担により実施する。
- 保守点検終了後、（財）建築保全センター編集建築保全業務報告書作成の手引きを参考に各設備機器ごと報告書を作成し、監督官へ提出する。また、受注者独自の報告書による提出の際も、同様の報告書を添付する。
- 役務期間中、空調機等に不具合が発生した場合には、応急処置を講ずるとともに原因を究明し、速やかに監督官へ報告する。修理等が必要な場合は、見積書等資料を速やかに監督官へ提出する。
- 保守点検の作業期間は下表に示す期間を基準とし、細部は監督官との協議による。

作業内容	作業期間
冷房イン点検	契約日から令和7年5月23日までの間
冷房オフ及び暖房イン点検	令和7年10月15日から10月31日までの間

- 標準仕様書に記載されている以外に、下記項目を実施する。
 - 冷房イン点検時に、冷却塔等、冷却水系統の簡易化学洗浄（ pH 14 未満菌及びスケール対策）、インヒビター分析・充填（#204のみ）
 - 冷房オフ点検時に、冷凍機本体の伝熱管のブラシ洗浄・薬液洗浄

役務件名	172号建物ほか吸収式冷凍機保守点検役務	図面番号	2 / 3
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			



【保守点檢機器一覽表】

【保守点検機器一覧表】									
設置場所	保守点検機器				冷房イン	冷房オフ	暖房イン	共通仕様書 第2編第4章 該当箇所	標準仕様書に記載外の実施事項
	機 器 名	メーカー型式	性 能	台数					
172号建物	吸収冷凍機	川崎冷熱工業 SLB-180A	553.58kw 157.4USRT	1	○	○		4.3.4	1 冷房イン点検時、冷却水系統及び冷水チューブの 簡易化学洗浄実施 その際使用する薬品は、下記を標準とし良好な状態になるまで実施 冷却塔には、循環洗浄3時間1回、ブロー及び水張り2回を基準 簡易化学洗浄の最中、適宜に冷却塔及びストレーナーの洗浄を実施 ・洗浄用薬品(ソーワニックスクリナー又は同等品以上) ・防食材(ソーワフルVC-2L又は同等品以上) 同時に以下の部品交換 ・バッテリー(EEMB ER17505×2個(各吸収冷凍機1個ずつ))交換 2 吸収液の分析結果に異状があれば、調整の経費見積を提出 3 冷房オフ点検時、吸収冷凍機の熱交換器に対しチューブ洗浄実施 同時に以下の部品交換 ・水加圧ポンプ(蒸発器・吸収器4枚+凝縮器2枚/機×2機)交換 ・ゴムリング(N型EPDM125A×1個+同150A×1個/機×2機)交換
	冷却塔	空研工業 SKB-160PGR	1,018.7kw 2,660L/min(地上)	1	○	○		4.3.9	
	冷温水ポンプ	エプソン 100×50 FS4K 511		2	○		○	4.4.7	
	冷却水ポンプ	エプソン 125×100 FS4KC 511		1	○	○		4.4.7	
204号建物	吸収冷凍機	川崎冷熱工業 SLB-100A	224.45kw 64.0USRT	1	○	○		4.3.4	
	冷却塔	空研工業 SKB-69PoRG	431.4kw 1,150L/min(屋上)	1	○	○		4.3.9	
	冷温水ポンプ	川本 F1005 M5.5		2	○		○	4.4.7	
	冷却水ポンプ	川本 F1005 M5.5		1	○	○		4.4.7	
					役務件名	172号建物ほか吸収式冷凍機保守点検役務		図面番号	3 / 3
					種 別	案内図・配置図・保守点検機器一覧表		縮 尺	—
					陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊				

E

仕様書番号:第 29 号
作成年月日:令和7年4月10日

247号ほか吸収冷温水機保守点検役務

役務件名	247号ほか吸収冷温水機保守点検役務	図面番号	1 / 3
種 別	表 紙	縮 尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			

仕 様 書

1 役務件名：247号ほか吸収冷温水機保守点検役務

2 役務場所：東京都練馬区北町4丁目1-1 陸上自衛隊練馬駐屯地

3 役務概要：練馬駐屯地内吸収冷温水機4系統の冷房イン・オン・オフ及び暖房イン点検 一式

4 履行期限：令和8年3月31日

5 一般事項

- (1) 本業務は、本仕様書によるほか、下記仕様書及び関係法規を準拠する。
 - ・(財)建築保全センター編集建築保全共通仕様書(以下「共通仕様書」とする。)
 - ・(財)建築保全センター編集建築保全業務報告書作成の手引き
- (2) 仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は、契約担当・監督官と協議し、その指示に従い行うものとする。
- (3) 現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令を遵守して行うものとする。
- (4) 作業に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出する。
- (5) 図面・材料等の見本は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。
- (6) 役務写真は、作業前・作業中・作業後・材料搬入時及び作業後において隠蔽部となる箇所を必ず撮影するほか、その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上提出する。
- (7) 業務に必要な電気・水道等は受注者の負担とする。ただし、試運転等の作業上使用することが必要となるものについてはその限りでない。
- (8) 現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。(各種溶接作業を含む。)
- (9) 施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき受注者の責任において原状に復旧する。
- (10) 業務に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。
- (11) 本役務は、役務完了後1年間を補償期間(瑕疵期間)とする。その間に発生した不具合については、受注者の責任において速やかに対処する。

6 特記事項

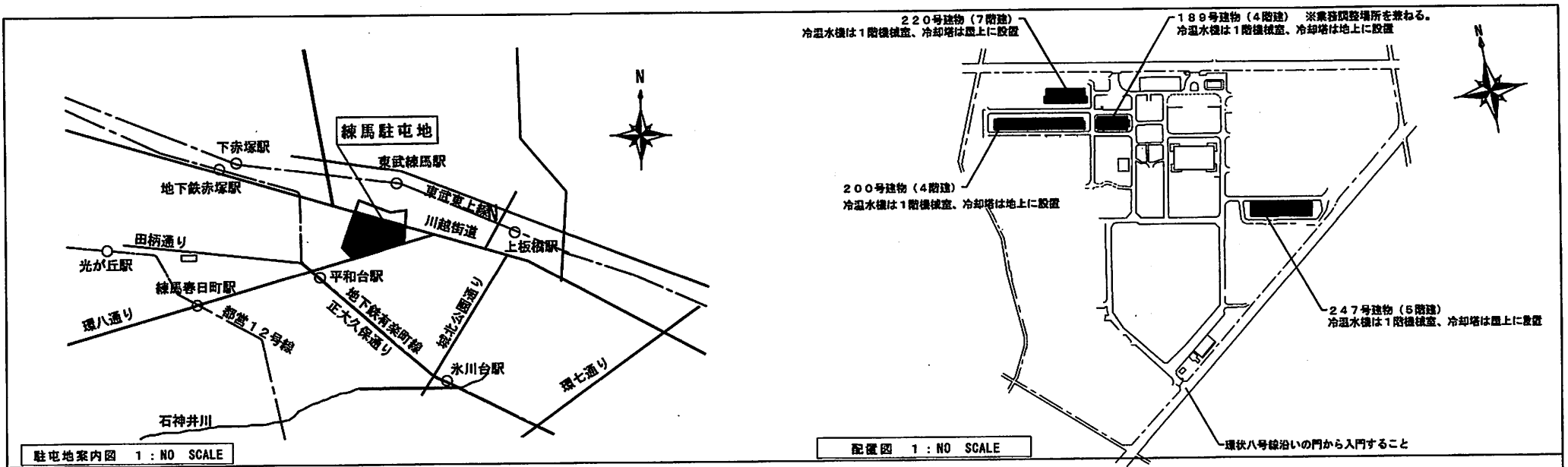
- (1) 本役務は、各設備機器の保守点検について専門的な知識及び技術を有する者(メーカーの技術員認定証を有するアロエース技能士)が作業を実施する。
- (2) 保守点検に必要な工具及び計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き受注者の負担とする。また、保守点検に必要な消耗品及び軽微な補修材料等についても同様とする。

- (3) 本役務に際し、決められた場所以外への立ち入りは禁止とする。
- (4) 冷房イン点検及び暖房イン点検終了後、試運転を実施し正常に運転することを確認する。なお、各設備機器の試運転に必要なバルブ及び付帯設備等の操作については、受注者の負担により実施する。
- (5) 保守点検終了後、(財)建築保全センター編集建築保全業務報告書作成の手引きを参考に各設備機器ごと報告書を作成し、監督官へ提出する。また、受注者独自の報告書による提出の際も、同様の報告書を添付する。
- (6) 役務期間中、空調機等に不具合が発生した場合には、応急処置を講ずるとともに原因を究明し、速やかに監督官へ報告する。修理等が必要な場合は、見積書等资料を速やかに監督官へ提出する。
- (7) 保守点検の作業期間は下表に示す期間を基準とし、細部は監督官との協議による。

作業内容	作業期間
冷房イン点検	契約日から同年5月23日までの間
冷房オン点検	令和7年7月中旬～同年8月中旬の間
冷房オフ及び暖房イン点検	令和7年10月15日から同年10月31日までの間

- (8) 共通仕様書に記載されている以外に、下記項目を実施する。
冷房イン点検時に、対象全設備に対し冷却水系の簡易化学洗浄

役務件名	247号ほか吸収冷温水機保守点検役務	図面番号	2 / 3
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			



保守点検機器一覧表										
設置場所	保守点検機器				冷房イン	冷房オン	冷房オフ	暖房イン	共通仕様書 第2編第4章 該当箇所	標準仕様書に記載外の実施項目
	機 器 名	メーカー型式	性 能	台数						
247号建物	直達き吸収冷温水機	矢崎 CH-MG130	冷凍能力428kw 加熱能力342kw	1	○	○		○	4.3.5(A)	1 冷房イン点検時には、冷却水システムの消毒（化学洗浄）を実施する。 その際使用する薬品は、下記を標準とし循環洗浄3時間以上を1回 洗浄後のブロー及び水張り回数2回を基準として実施する。 ・洗浄用薬品（ジョーフェックソルナツト又は同等品以上） ・防食材（ジョーフェック2L又は同等品以上） ・同等品の目安として、簡易洗浄剤で毒劇物に該当しないことを目途 とし、細部は官側との協議による。 ・ブローの際、冷却塔及びストレーナーを清掃する。 2 吸収液の分析結果に異状があれば、調整の経費見積を提出
	冷却塔	三菱 MTWU-125KSD	冷却能力782.8kw 2.040L/min	1	○	○	○		4.3.9	
	冷温水ポンプ	エプソン 125×100 FS4K518		2	○	○		○	4.4.7周期Ⅰ	
	冷却水ポンプ	エプソン 125×100 FS4K515		1	○	○	○		4.4.7周期Ⅰ	
200号建物	蒸気発生機用吸収冷温水機	矢崎 CH-KG170STU665	冷凍能力512kw 加熱能力639kw	1	○	○		○	4.3.4	
	冷却塔	エプソン SDW-U160ASD	冷却能力997.7kw 2.600L/min	1	○	○	○		4.3.9	
	冷温水ポンプ	エプソン 100×80 FS4K 511		2	○	○		○	4.4.7周期Ⅰ	
	冷却水ポンプ	エプソン 100×80 FS4K 515		1	○	○	○		4.4.7周期Ⅰ	
189号建物	蒸気発生機用吸収冷温水機	矢崎 CH-KG80STU44	冷凍能力123kw 加熱能力159kw	2	○	○		○	4.3.4	
	冷却塔	エプソン SDW-U90ASD	冷却能力468.1kw 1.220L/min	1	○	○	○		4.3.9	
	冷温水ポンプ	エプソン 80×65 FS4K 511		2	○	○		○	4.4.7周期Ⅰ	
	冷却水ポンプ	エプソン 100×80 FS4K 511E		1	○	○	○		4.4.7周期Ⅰ	
220号建物	蒸気発生機用吸収冷温水機	矢崎 CH-KG100STU55	冷凍能力154kw 加熱能力200kw	2	○	○		○	4.3.4	
	冷却塔	エプソン SDW-U100ASD	冷却能力587.1kw 1.530L/min	1	○	○	○		4.3.9	
	冷温水ポンプ	エプソン 80×65 FS4J 55.5		2	○	○		○	4.4.7周期Ⅰ	
	冷却水ポンプ	エプソン 100×80 FS4K 57.5E		1	○	○	○		4.4.7周期Ⅰ	
					役務件名		247号ほか吸収冷温水機保守点検役務		図面番号	3 / 3
					種 別		案内図・配置図・保守点検機器一覧表		縮 尺	—
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊										

F

仕様書番号 第 30 号

作成年月日 令和7年4月10日

設計図書

ウインドエアコン借上

陸上自衛隊練馬駐屯地業務

仕 様 書

- 1 件 名：ウインドエアコン借上
- 2 場 所：東京都練馬区北町4丁目1-1 陸上自衛隊練馬駐屯地内
29号建物／167号建物／172号建物／176号建物／
189号建物／200号建物／203号建物／204号建物／
220号建物／247号建物
- 3 業務概要：ウインドエアコン能力0.7kW以上の借上 110台
ウインドエアコン設置 175箇所、
ウインドエアコン撤去 110箇所、
- 4 期 間
令和7年6月2日（月）から令和8年3月31日（火）までの間
（令和7年6月2日（月）からウインドエアコン175台の運用開始）
- 5 一般事項
 - (1) 本業務の要領は、本仕様書による。
 - (2) 仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は、契約担当官・官側と協議し、その指示に従い実施する。
 - (3) 契約後、すみやかに自衛隊書式の納品書及び返品書の書式を監督官から受領し、借上機材の搬入日に納品書、搬出日に返品書を処置できるよう提出する。

6 特記事項

- (1) 各建物については表1～10のとおりとする。なお、167号建物については官給品のウインドエアコンを設置するものとし、指定するテラス窓枠を請負業者側で用意し、設置すること。設置後は請負業者側で用意したテラス窓枠含め、撤去せずに残置するものとする。

表1

設置建物	29号建物(1階)
型 式	ウインドエアコン 冷暖房兼用 能力 0.7kw 以上 (50Hz)
電源等	単相 100V で定格消費電力 0.8kW 以内
外形寸法	H=1,400 mmの窓に取り付け可能な寸度
附属品 ウインドエアコン1.0台 当たり	取付枠 1.0 組 パッキン類、金物等 1.0 式 リモコン 1.0 個
数 量	1.0 台 (運搬・設置・撤去作業込み) 上記性能を満たせば、異機種での混合で可

表2

設置建物	167号建物(1～4階/EVなし)
官給品ウインドエアコン 型 式	ウインドエアコン (官給品) コロナ CW-F1625R
窓寸法	H=1,800 mm
数 量	65.0 台 (運搬・設置作業込み)
指定テラス窓枠	コロナ WT-9
備 考	設置後はテラス窓枠含め撤去せずに残置

表3

設置建物	172号建物(1階,4階/EVなし)
型 式	ウインドエアコン 冷暖房兼用 能力 0.7kw 以上 (50Hz)
電源等	単相 100V で定格消費電力 0.8kW 以内
外形寸法	取付枠と合わせ H=1,800 mmの窓に取り付け可能な寸度
附属品 ウインドエアコン1.0台 当たり	取付枠 1.0 組 パッキン類、金物等 1.0 式 リモコン 1.0 個
数 量	3.0 台 (運搬・設置・撤去作業込み) 上記性能を満たせば、異機種での混合でも可

表 4

設置建物	176号建物(1階)
型 式	ウインドエアコン 冷暖房兼用 能力 0.7kw 以上 (50Hz)
電源等	単相 100V で定格消費電力 0.8kW 以内
外形寸法	取付枠と合わせ H=1,800 mmの窓に取り付け可能な寸度
附属品 ウインドエアコン1.0台 当たり	取付枠 1.0 組 パッキン類、金物等 1.0 式 リモコン 1.0 個
数 量	1.0 台 (運搬・設置・撤去作業込み) 上記性能を満たせば、異機種 of 混合でも可

表 5

設置建物	189号建物(4階/EVなし)
型 式	ウインドエアコン 冷暖房兼用 能力 0.7kw 以上 (50Hz)
電源等	単相 100V で定格消費電力 0.8kW 以内
外形寸法	取付枠と合わせ H=1,800 mmの窓に取り付け可能な寸度
附属品 ウインドエアコン1.0台 当たり	取付枠 1.0 組 パッキン類、金物等 1.0 式 リモコン 1.0 個
数 量	5.0 台 (運搬・設置・撤去作業込み) 上記性能を満たせば、異機種 of 混合でも可

表 6

設置建物	200号建物(4階/EVなし)
型 式	ウインドエアコン 冷暖房兼用 能力 0.7kw 以上 (50Hz)
電源等	単相 100V で定格消費電力 0.8kW 以内
外形寸法	取付枠と合わせ H=1,800 mmの窓に取り付け可能な寸度
附属品 ウインドエアコン1.0台 当たり	取付枠 1.0 組 パッキン類、金物等 1.0 式 リモコン 1.0 個
数 量	54.0 台 (運搬・設置・撤去作業込み) 上記性能を満たせば、異機種 of 混合でも可

表 7

設置建物	203号建物(1階～4階/EVなし)
型 式	ウインドエアコン 冷暖房兼用 能力 0.7kw 以上 (50Hz)
電源等	単相 100V で定格消費電力 0.8kW 以内
外形寸法	取付枠と合わせ H=1,400 mmの窓に取り付け可能な寸度
附属品 ウインドエアコン1.0台 当たり	取付枠 1.0 組 パッキン類、金物等 1.0 式 リモコン 1.0 個
数 量	33.0 台 (運搬・設置・撤去作業込み) 上記性能を満たせば、異機種 of 混合でも可

表 8

設置建物	204号建物(1階/EVなし)
型 式	ウインドエアコン 冷暖房兼用 能力 0.7kw 以上 (50Hz)
電源等	単相 100V で定格消費電力 0.8kW 以内
外形寸法	取付枠と合わせ H=1,800 mmの窓に取り付け可能な寸度
附属品 ウインドエアコン1.0台 当たり	取付枠 1.0 組 パッキン類、金物等 1.0 式 リモコン 1.0 個
数 量	2.0 台 (運搬・設置・撤去作業込み) 上記性能を満たせば、異機種 of 混合でも可

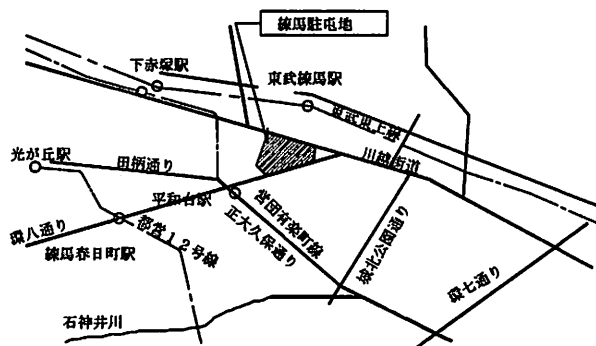
表 9

設置建物	220号建物(1階/EVなし)
型 式	ウインドエアコン 冷暖房兼用 能力 0.7kw 以上 (50Hz)
電源等	単相 100V で定格消費電力 0.8kW 以内
外形寸法	取付枠と合わせ H=1,800 mmの窓に取り付け可能な寸度
附属品 ウインドエアコン1.0台 当たり	取付枠 1.0 組 パッキン類、金物等 1.0 式 リモコン 1.0 個
数 量	6.0 台 (運搬・設置・撤去作業込み) 上記性能を満たせば、異機種 of 混合でも可

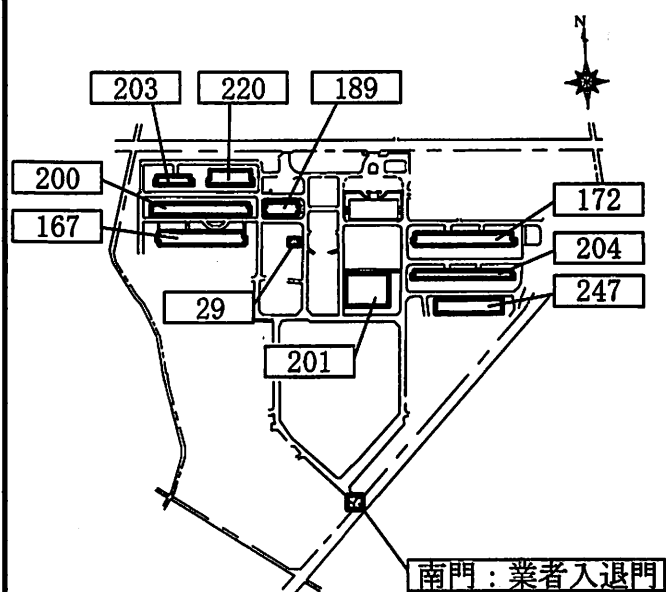
表 1 0

設置建物	2 4 7 号建物(1 階, 2 階, 4 階/EV なし)
型 式	ウインドエアコン 冷暖房兼用 能力 0.7kw 以上 (50Hz)
電源等	単相 100V で定格消費電力 0.8kW 以内
外形寸法	取付枠と合わせ H=1,800 mm の窓に取り付け可能な寸度
附属品 ウインドエアコン 1.0 台 当たり	取付枠 1.0 組 パッキン類、金物等 1.0 式 リモコン 1.0 個
数 量	5.0 台 (運搬・設置・撤去作業込み) 上記性能を満たせば、異機種での混合でも可

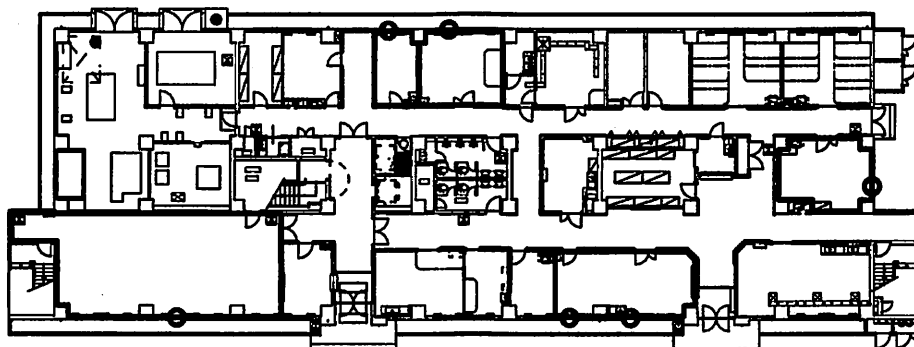
- (2) 請負業者は完全な物件を貸与するものとし、瑕疵に対しては請負業者の負担により交換または修繕を実施し、これによる役務金額の変更は実施しない。また、その場合の対応は早急に行うものとする。
- (3) 官側の故意または過失によって借上機材を毀損した場合は、官側負担で修繕する。
- (4) 借上機材の搬出入は練馬駐屯地内において実施する。
- (5) 借上機材の小運搬及び設置・撤去作業は請負業者が行うものとする。
- (6) 借上機材の搬出入日時については、官側と調整のうえで決定する。また、工程表を設置作業前に官側に提出をする。
- (7) ウインドエアコンはドレンホース取付等の排水処置まで実施すること。
- (8) ウインドエアコンは消防隊進入口の機能の妨げにならないように設置するものとし、細部は官側との調整による。
- (9) 設置部屋については図面を基準とし、細部は官側との調整による。



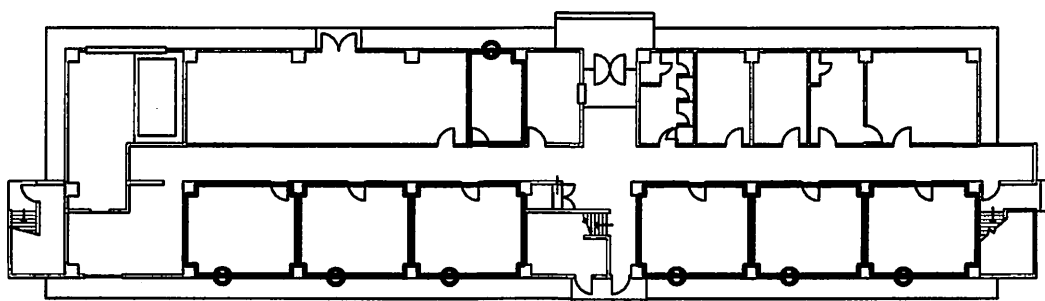
駐屯地案内図 S=1/Non



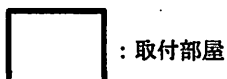
駐屯地配置図 S=1/Non

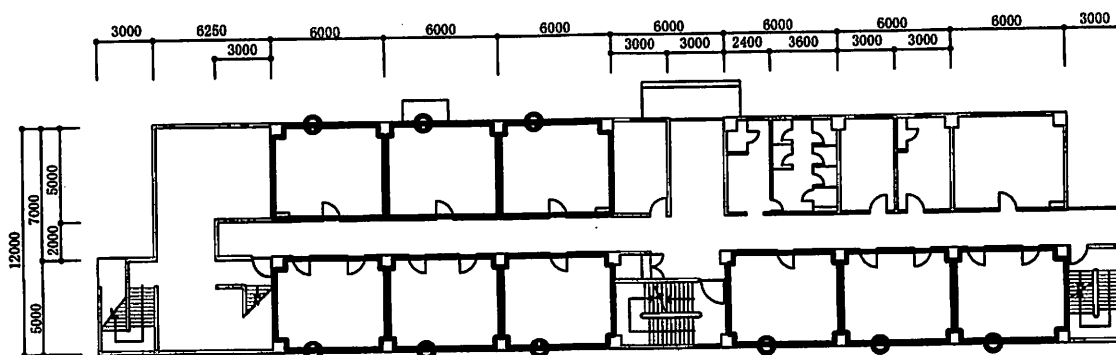


220号建物1階平面図 1/500

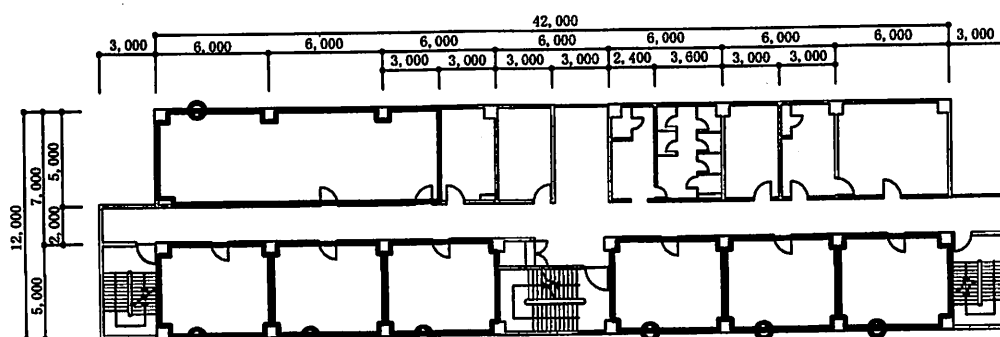


203号建物1階平面図 1/400

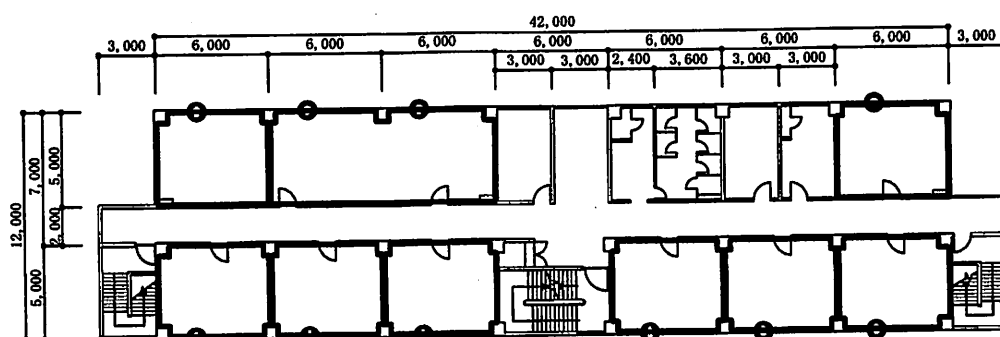




203号建物 2 階平面図 1 / 4 0 0

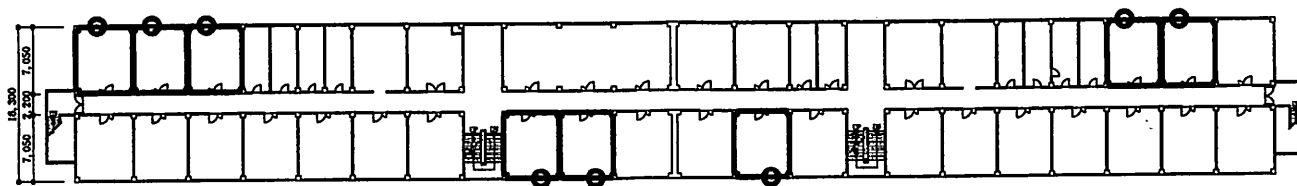


203号建物 3 階平面図 1 / 4 0 0

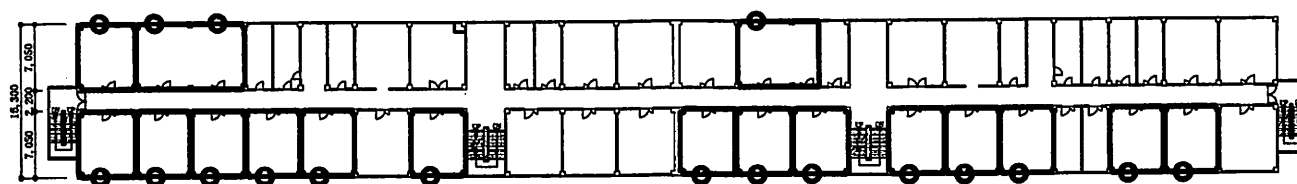


203号建物 4 階平面図 1 / 4 0 0

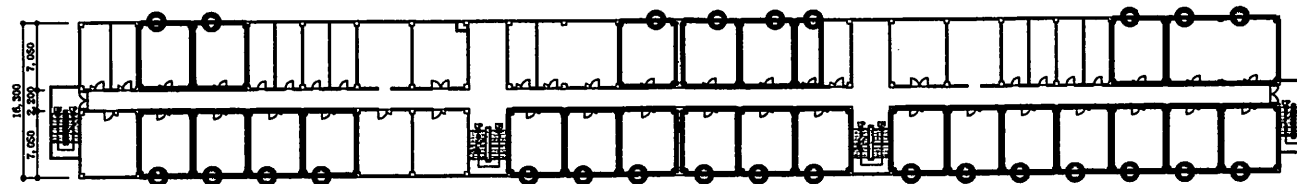
 : 取付部屋



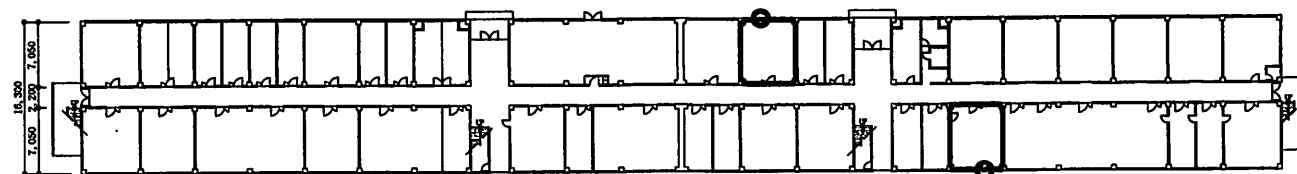
200号建物 4階平面図 1 / 800



200号建物 3階平面図 1 / 800

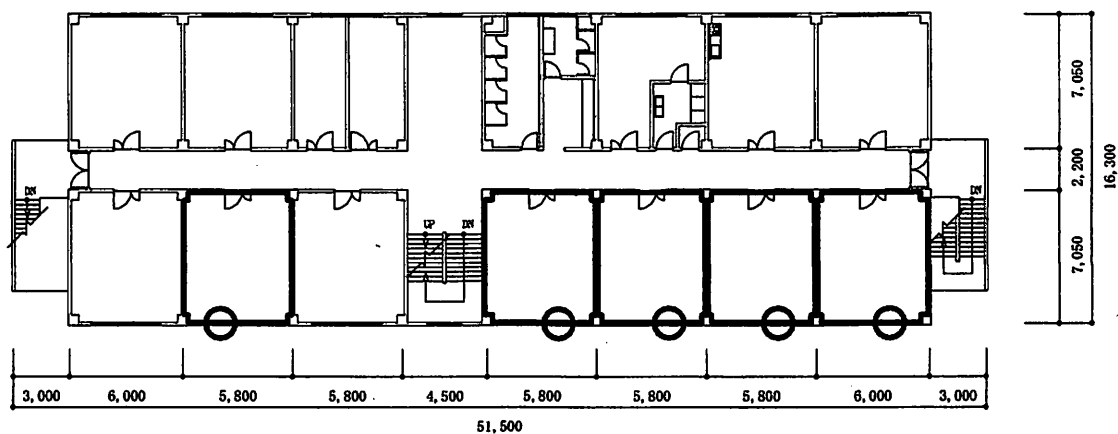


200号建物 2階平面図 1 / 800

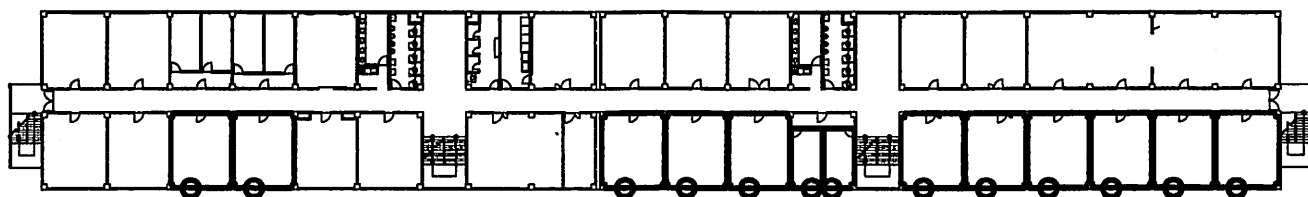


: 取付部屋

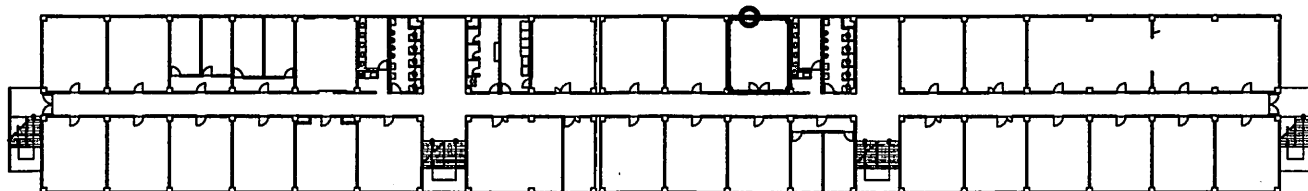
200号建物 1階平面図 1 / 800



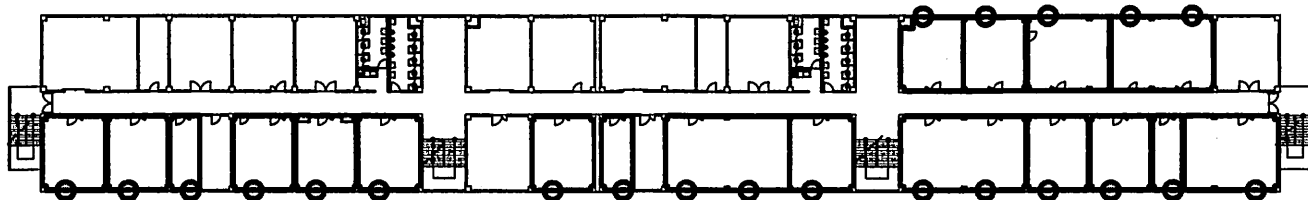
189号建物 4階平面図 1 / 400



167号建物 4階平面図 1 / 700

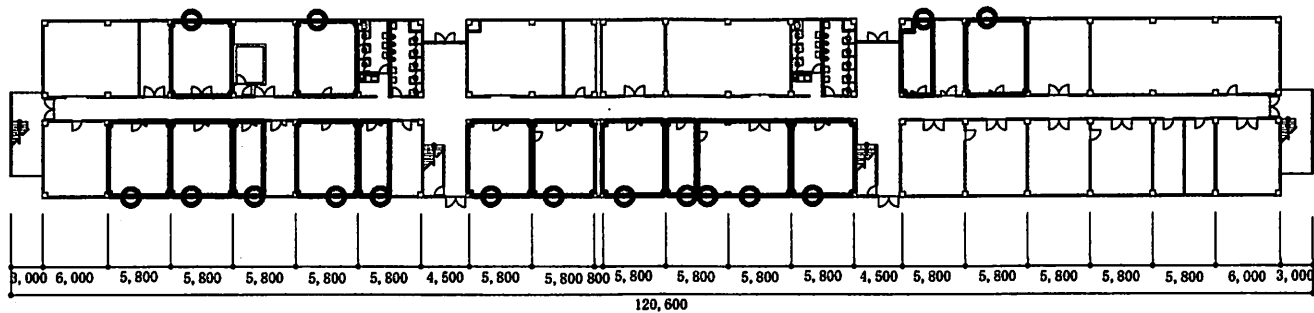


167号建物 3階平面図 1 / 700

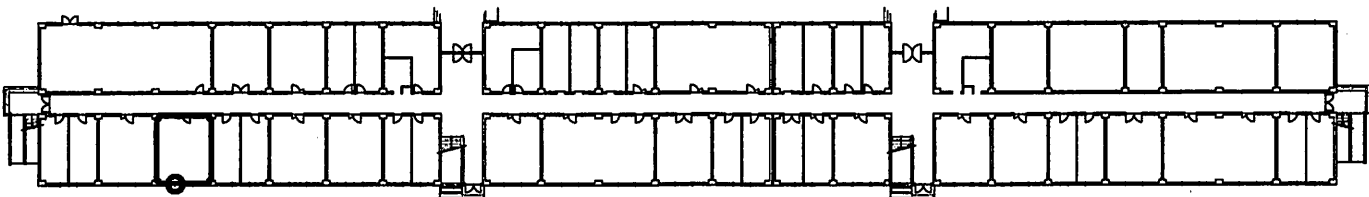


 : 取付部屋

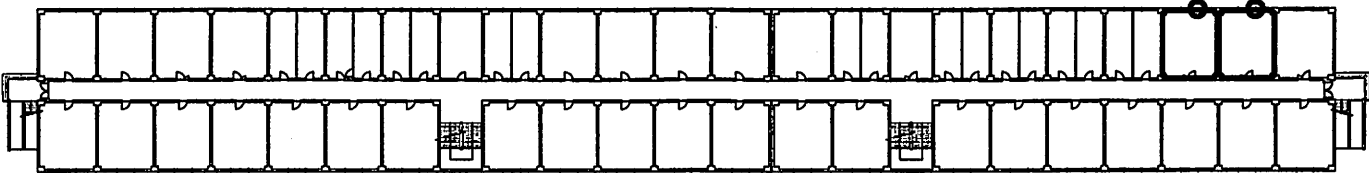
167号建物 2階平面図 1 / 700



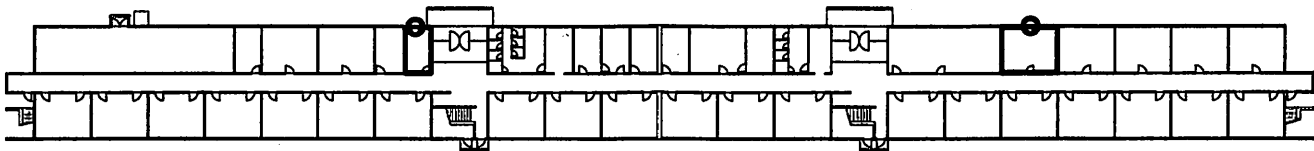
167号建物 1 階平面図 1 / 7 0 0



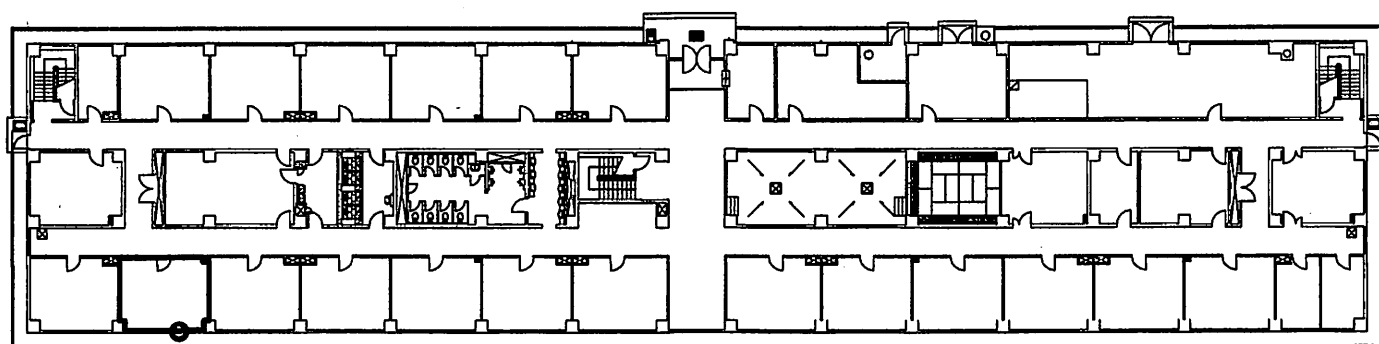
172号建物 1 階平面図 1 / 8 0 0



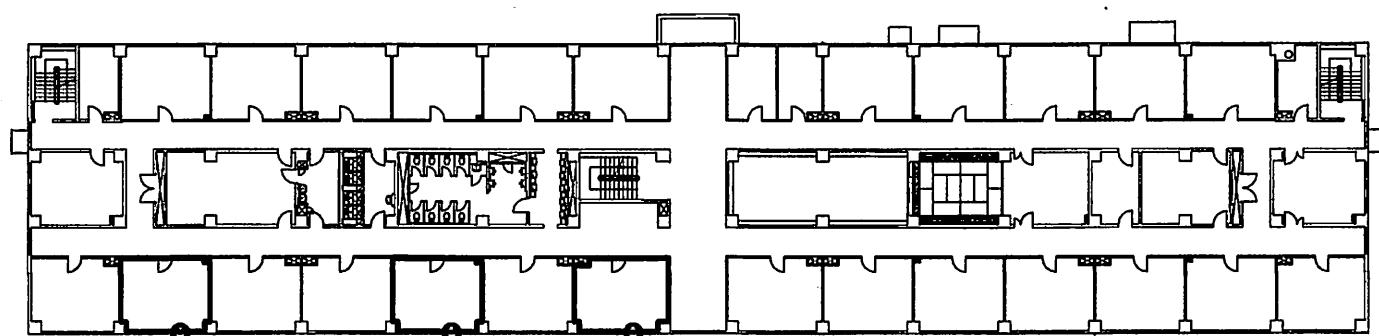
172号建物 4 階平面図 1 / 8 0 0



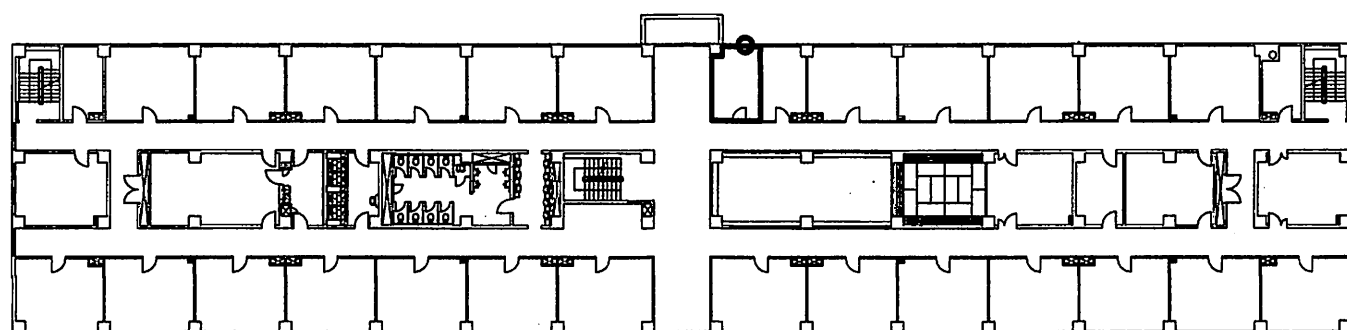
204号建物 1 階平面図 1 / 8 0 0



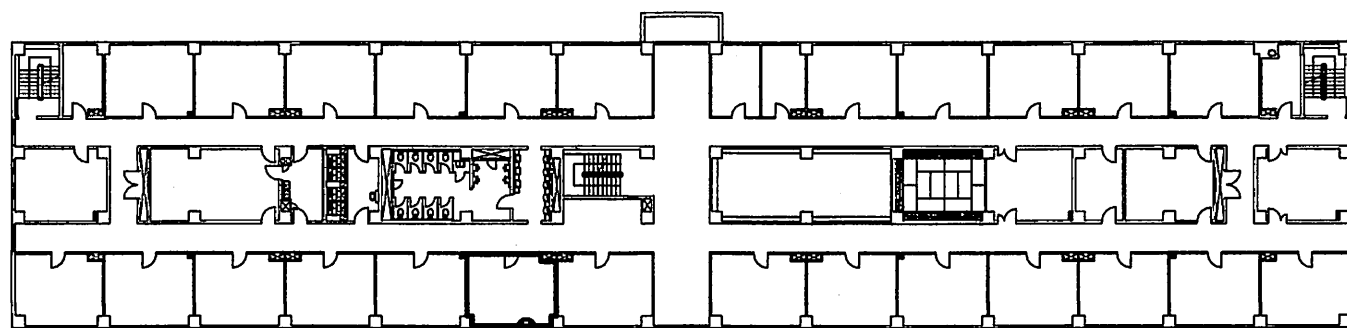
247号建物 1階平面図 1 / 500



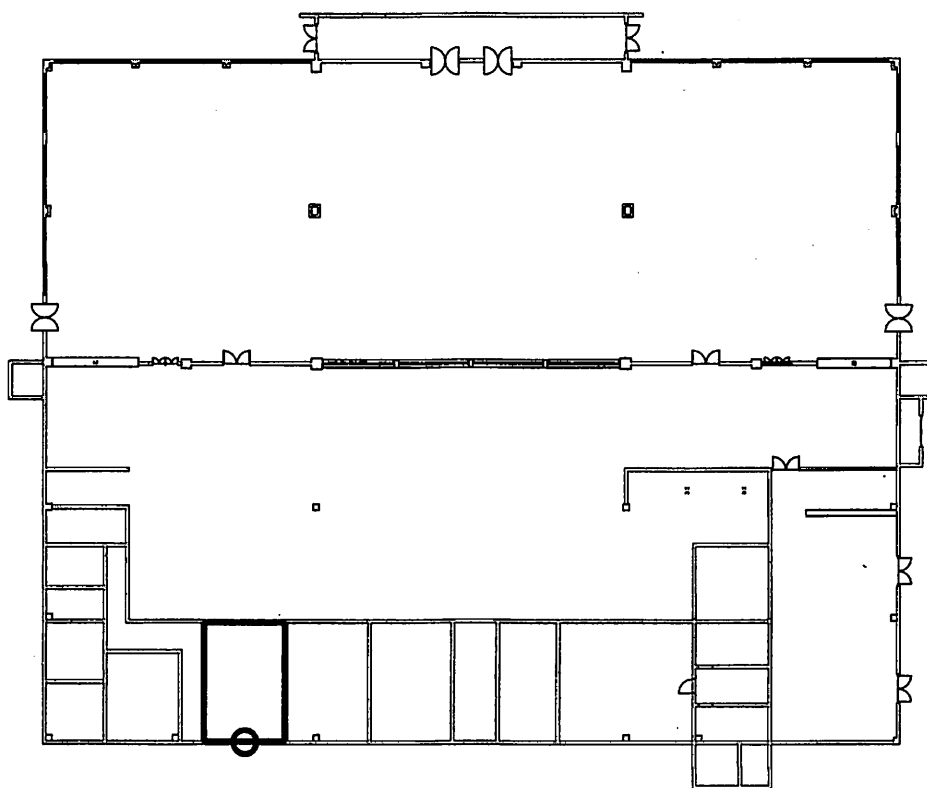
247号建物 2階平面図 1 / 500



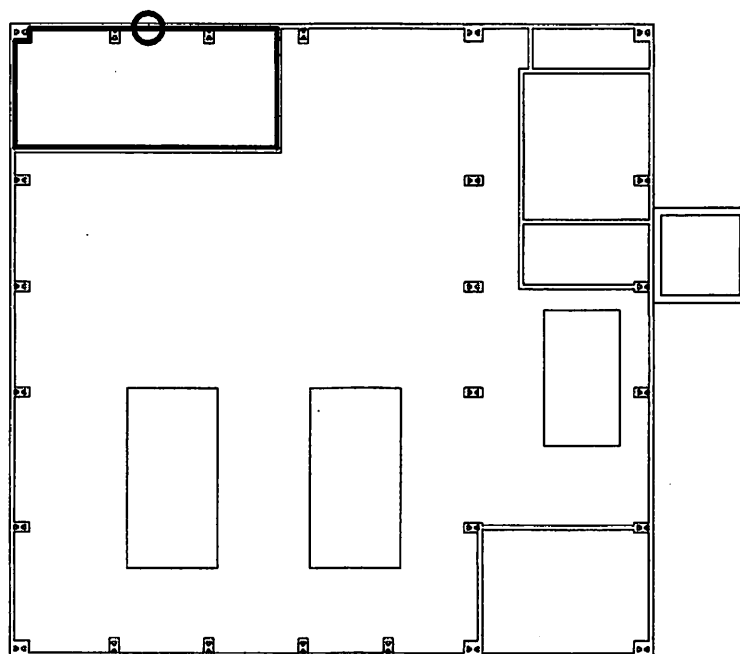
247号建物 3階平面図 1 / 500



247号建物 4階平面図 1 / 500



176号建物平面図 1 / 500



29号建物平面図 1 / 200

G

仕様書番号：第 31 号
作成年月日：令和7年4月10日

食堂空調設備借上

件名	食堂空調設備借上	図面番号	1 / 4
種別	表紙	縮尺	図示
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			

仕様書

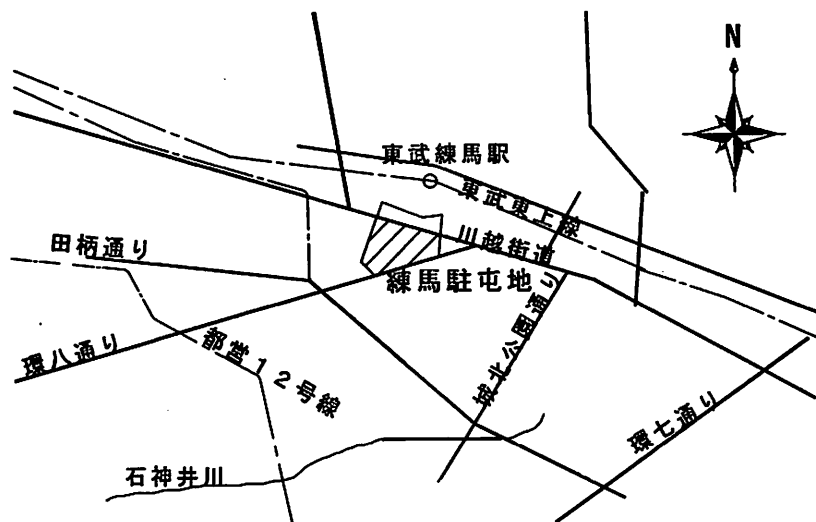
- 1 件 名: 食堂空調機借上
 2 場 所: 東京都練馬区北町4-1-1 練馬駐屯地内
 3 概 要: 冷暖房機5馬力17台の借上121日間 1式
 借上げ機材の設置・撤去等 1式
 4 期 間: 使用期間 令和7年6月2日(月)～同年9月30日(火)

一般共通事項

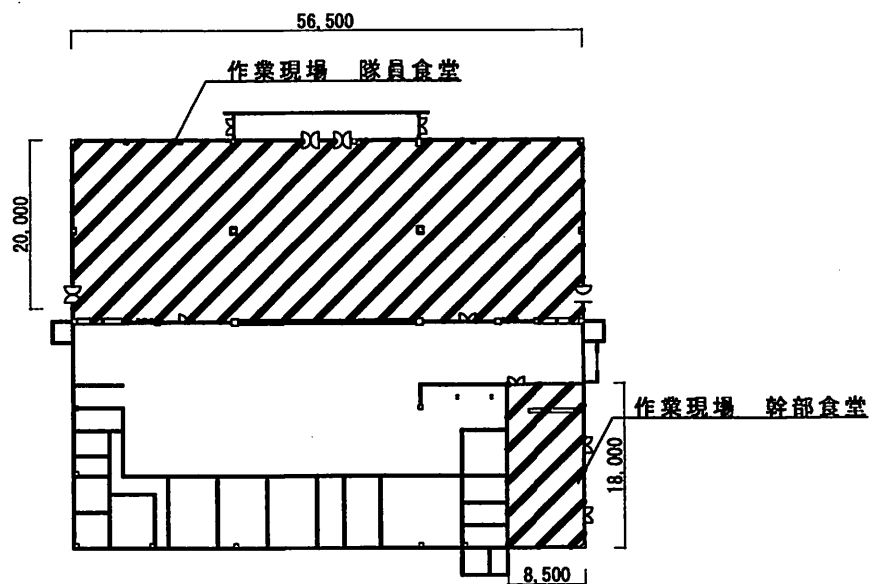
項 目	細 部
1 協 議	本仕様書及び図面に質疑が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。
2 軽 微 な 変 更	現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、監督官と調整しその都度指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。
3 復 旧 ・ 補 償	役務実施に際して、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合又は施設等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において復旧及び補償すること。
4 使 用 材 料	使用材料は仮設材を除き全て新品とし、監督官の検査を受け合格したものを使用する。
5 現 場 管 理	請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には、危険標示等の処置を行うこと。
6 立 入	作業現場及び許可された場所以外への無断立入り等は厳禁とする。
7 役 務 写 真	写真は、役務の着工前・完成及び完成後隠蔽となる箇所・主要な工事段階の修理状況・使用材料・その他監督官の指示するものを役務写真用アルバム(エクセル等)で整理し、1部を提出するものとする。
8 書 類 手 続	役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出すること。
9 秘 密 厳 守	役務実施によって知り得た内容に関して監督官の許可なく漏洩してはならない。
10 発 生 材	金属類発生材は関係書類提出後監督官の指示する場所に集積する。その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法令に基づき処理すること。なお、その結果を書面(マニフェスト等)にて提出すること。
11 後 片 付 け ・ 清 掃	役務完了に際して作業現場の後片付け及び清掃を行うこと。
12 電 気 ・ 水 の 使 用	役務に使用する電気及び水等は官側に負担する。

特記事項

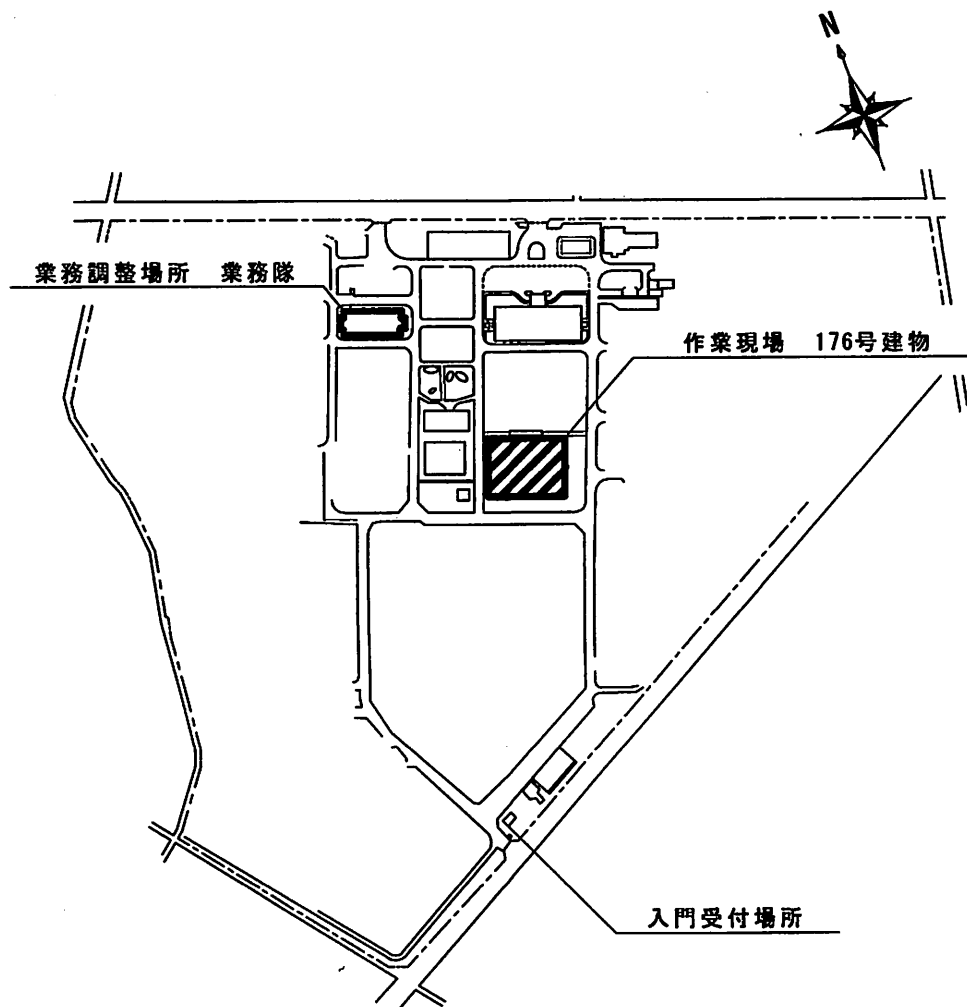
項 目		細 部		
1	役務作業	(1) 搬出入 賃貸機器・材料の搬出入は保管場所から据付現場まで請負業者で実施。 (2) 設置工事等 賃貸機器・材料の設置及び撤去については全て請負業者で実施し、借料に計上する。 (3) 賃貸機器・材料の性能の保証 請負業者の瑕疵による不調については請負業者の負担において交換又は修繕を実施。 (4) 官側瑕疵に対する保険 賃貸機器について、官側の過失の故障・人身事故等の補償につき保険に加入した状態で契約するものとし、保険料を役務金額に含むものとする。 (5) 使用期間 令和7年6月2日(月)から使用開始、同年9月30日(火)使用終了とする。		
2	借上げ機材	借上げ機材等は設置材共、同撤去を役務に含むものとし、作業は請負業者で実施。 (1) 冷暖房機(室内機:床置き型にて、室内外ユニットを納品) 室内機1台当たり冷房能力5HPの床置き型冷房機17台を借上(転倒防止及びドレンアップ含む) (3) 配線配管・支持・転倒防止材料 必要に応じて材料を使用し、安全を確保すること。 (4) 窓用配管パネル 窓内寸1,800~2,000まで対応可能なものを冷暖房機の室内機数量と同じ数量で借上。 (5) 電源 既設分電盤又は手元開閉器から冷暖房機に接続(図面番号4/4参照) 接続のための線を引く際は分電盤又は手元開閉器に穴を開ける等の加工をすること。加工を施した場合は防雨処置等を行うこと。また、撤去後はパテ等で塞ぐこと。 撤去したケーブルは請負業社の持ち帰りとする。		
件 名		食堂空調機借上	図面番号	2/4
種 別		仕様書	縮 尺	—
陸 上 自 衛 隊 練 馬 駐 屯 地 業 務 隊 管 理 科				



駐屯地案内図 1 : NO SCALE

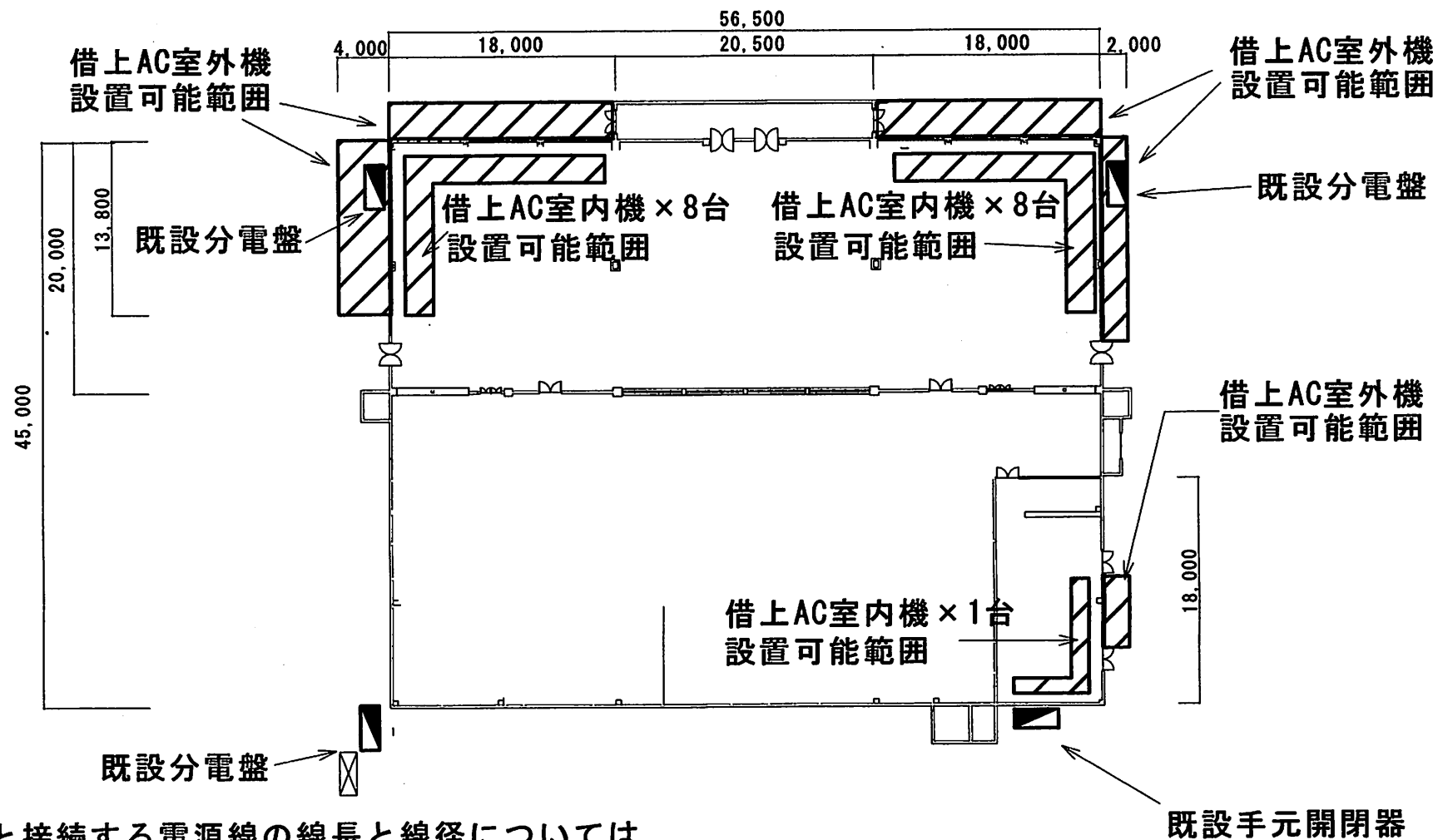


176号建物平面図 S=1:150



駐屯地平面図 1 : NO SCALE

工 事 名	食堂空調機借上	図面番号	3 / 4
種 別	案内図・配置図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			



※既設と接続する電源線の線長と線径については
設置の事前に官側の承認を得ること。

食堂平面図 S=1/500

凡 例

 太枠線内は機器の設置可能な場所の範囲を指す

件 名	食堂空調機借上	図面番号	4 / 4
種 別	参考図	縮 尺	1/500

高架水槽等清掃役務

件 名	高架水槽等清掃役務	図面番号	1 / 4
種 別	表 紙	縮 尺	図 示
陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊			

仕 様 書

1 役務件名：高架水槽等清掃役務

2 役務場所：東京都練馬区北町4丁目1-1 陸上自衛隊練馬駐屯地内

3 業務概要：高架水槽SGP製50t、駐屯地受水槽FRP製350t、#1号庁舎受水槽FRP12t
の内部清掃及び各種検査

4 履行期限：書類検査完了 令和7年7月31日（木）

清掃実施日は、令和7年5月24日（土）基準

作業予備日は、令和7年5月25日（日）

5 一般事項

(1) 本業務は、本仕様書による他下記仕様書及び関係法規を準拠する。

・（財）建築保全センター編集建築保全共通仕様書（以下、保全共通仕様書とする。）

・（財）建築保全センター編集建築保全業務報告書作成の手引き（以下、作成の手引きとする。）

(2) 仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は、契約担当官・監督官と協議し、その指示に従い行うものとする。

(3) 現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令を遵守して行うものとする。

(4) 作業に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出する。

(5) 施工図・材料等の見本は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。

(6) 工事写真はカラーサービス版又は電子データ(jpeg)撮影とし、作業前・作業中・作業後・材料搬入時及び作業後において隠蔽部となる箇所を必ず撮影するほか、その他監督官の指示する箇所を撮影する。また、作業後は工事用アルバムに整理の上、提出する。

(7) 業務に必要な電気・水道等は請負業者の負担とする。ただし、清掃に使用するもの及び、清掃後の注水に係わるもの等役務上必要となるものについてはその限りではない。

(8) 現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。（各種溶接作業も含む）

(9) 施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき請負業者の責任において原状に復旧する。

(10) 業務に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。

(11) 本役務は、役務完了後1年間を保証期間（瑕疵期間）とする。その間に発生した不具合については、請負業者の責任において速やかに対処する。

6 特記事項

(1) 本作業は、6ヶ月以内の健康診断受診等により異常ない者が行うものとし、着工前に健康診断及び菌検査（赤痢、サルモネラ菌、O-157の3項目）の結果を官側に提出する。
また本作業が衛生的に行われるよう使用器具を給水タンク内部清掃専用とする。

(2) 高架水槽清掃は、受水槽の清掃を行った後に行うものとし、原則同一日中に完了させる。

(3) 各水槽内の沈殿物質、浮遊物質及び壁面に付着した物質を、各水槽の材質に応じて適切な方法で除去・洗浄する。また洗浄に用いた水は、確実に各水槽外へ排出すると共に、各水槽周辺の清掃を行う。

(4) 清掃に必要な水等については、請負業者側において準備するものとし、高圧洗浄機を使用し6面全ての清掃を実施する。また、受水槽清掃に合わせ、各ストレーナー及びブロー管防虫網の清掃を念入りに実施する。

(5) 清掃終了後、塩酸剤を用いて2回以上各水槽内の消毒を行うものとする。使用する消毒薬は、有効塩酸50～100mg/ℓ濃度の次亜塩酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩酸剤を用いる。

(6) 消毒は、各水槽内全ての壁、天井及び床面について消毒薬を高圧洗浄機等により噴霧する。また、消毒に用いた排水は、確実に各水槽外に排出する。

(7) 消毒終了後は、各水槽内への立入りを禁止する措置を講ずるものとする。

(8) 水洗い及び上水の注入は、消毒作業終了後30分以上放置したのち、監督官に了承を得たあと開始する。

(9) 注水後、水質検査及び残留塩素測定を実施する。実施要領については表1のとおりとする。

表1

項目	基準	検査・測定方法	採水場所	採水時期
9項目	水道法施行規則第15条第1項 第3号イに該当する項目	水質基準に関する省令に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法	・1号庁舎 東側水栓 ・給水所水栓	送水開始 直後
残留塩素 の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2mg/ℓ 結合残留塩素の場合は1.5mg/ℓ			
9項目	水道法施行規則第15条第1項 第3号イに該当する項目	水道法第4条第2項の規定による	・駐屯地 末端水栓	清掃後 監督官指示

(10) 清掃に合わせ、各水槽の1年点検を保全共通仕様書に基づき実施する。なお、点検結果は作成の手引きを参考に各水槽ごと記載し、監督官へ2部提出する。

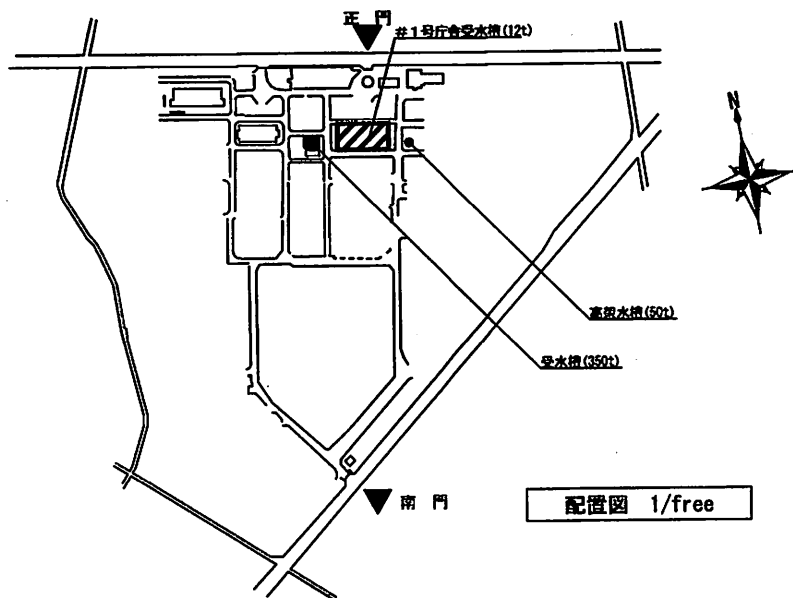
(11) 清掃終了後、清掃施工済証を監督官に提出する。

(12) 清掃作業日は原則5月24日（土）に実施し、5月25日（日）を予備日とする。

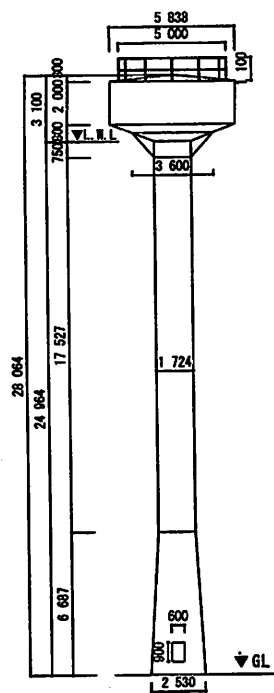
なお、5月19日（月）までに作業日の作業計画書を提出し、官側の承認を受けること。

(13) 請負者にて準備する器材として、高圧洗浄機材、開栓器、排水ポンプ（上水用）、雨天用養生、清掃用具その他これらに類するものとする。

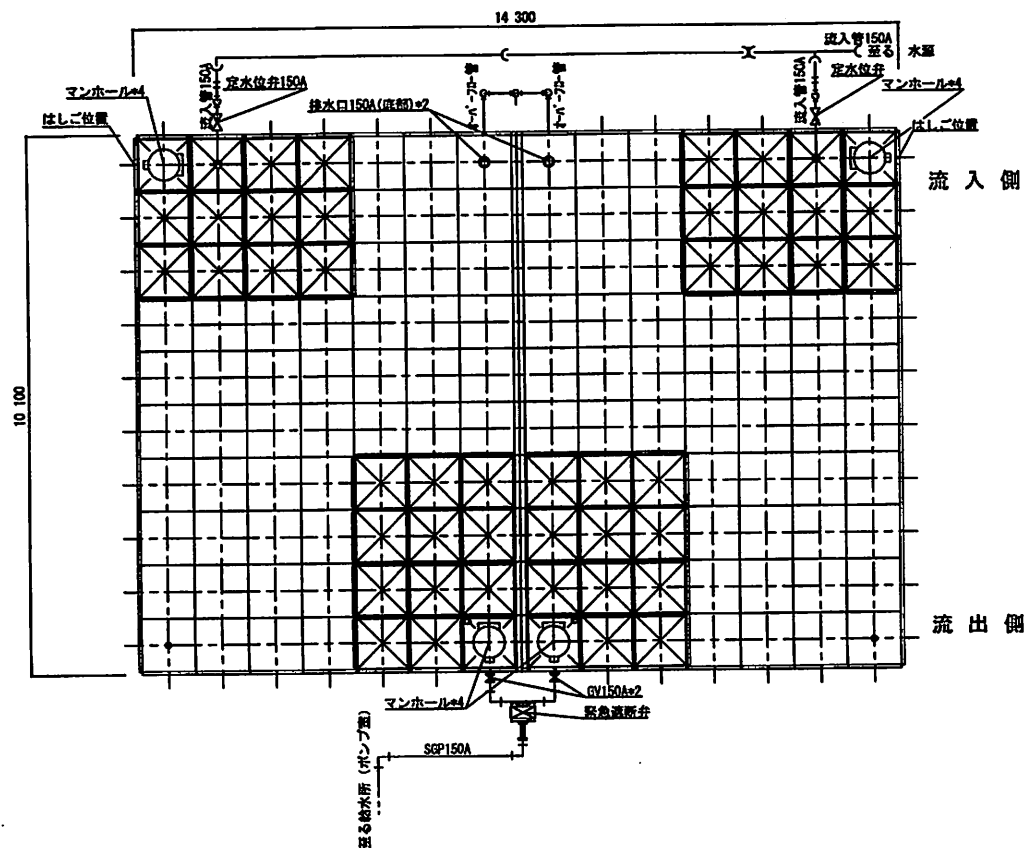
件 名	高架水槽等清掃役務	図面番号	2 4
図 面 名	仕 様 書	縮 尺	図 示
練馬駐屯地業務隊管理科			



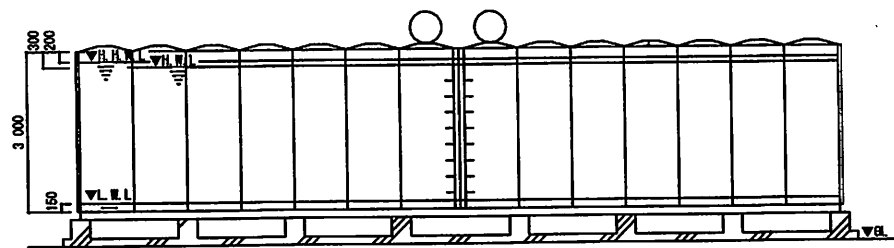
配置図 1/free



高架水槽姿図 1/250

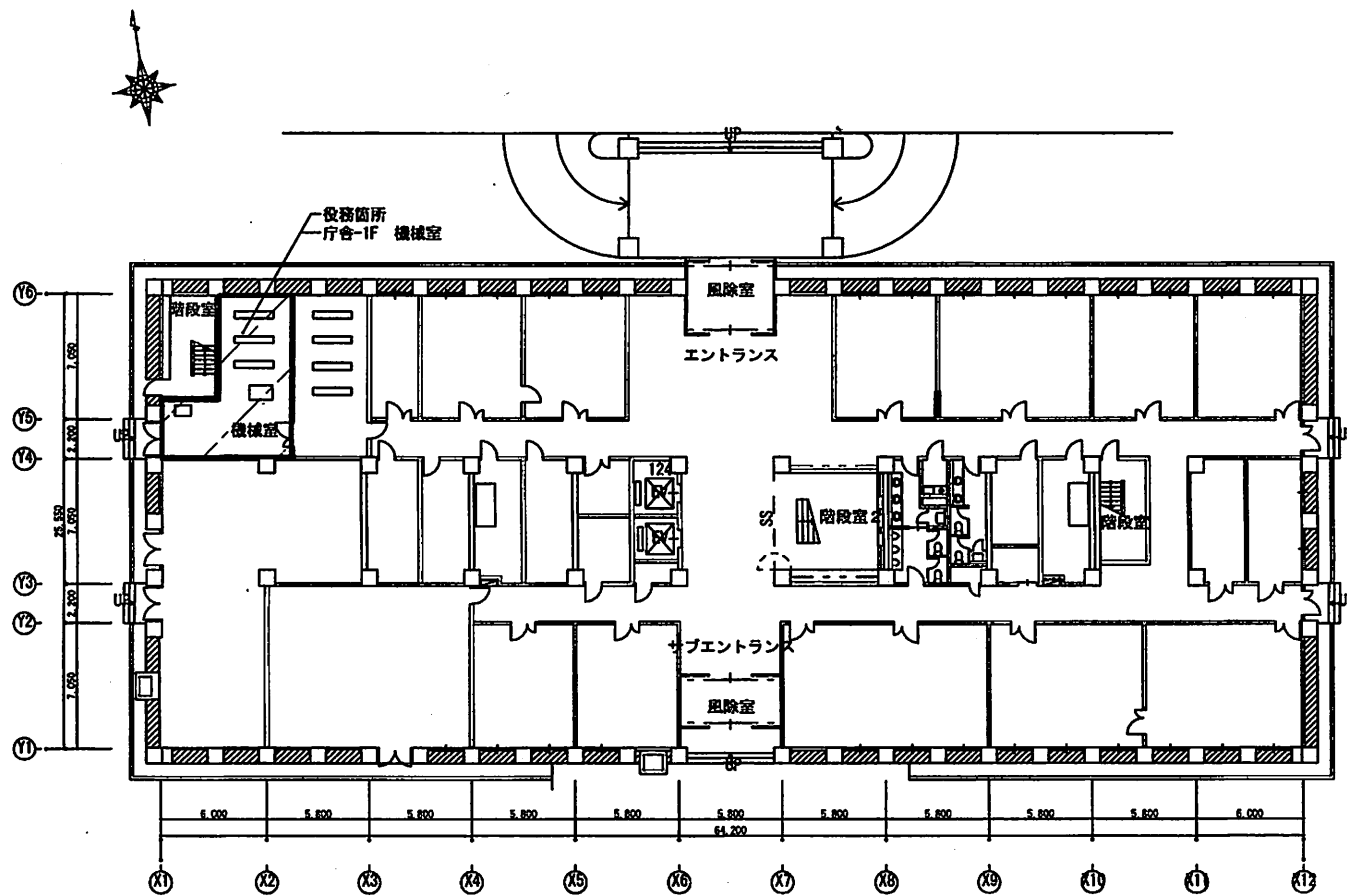


受水槽平面図 1/100

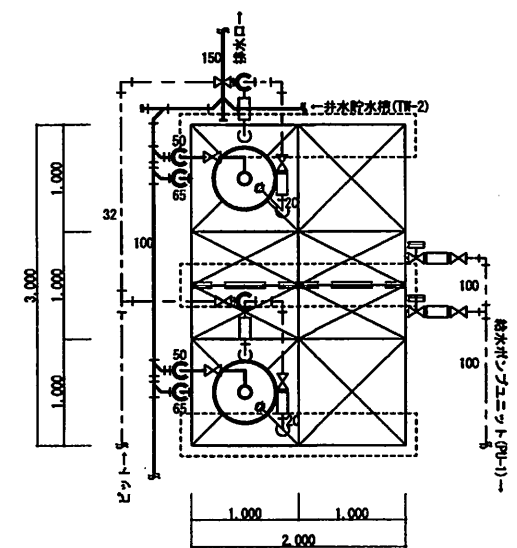


受水槽流出側立面図 1/100

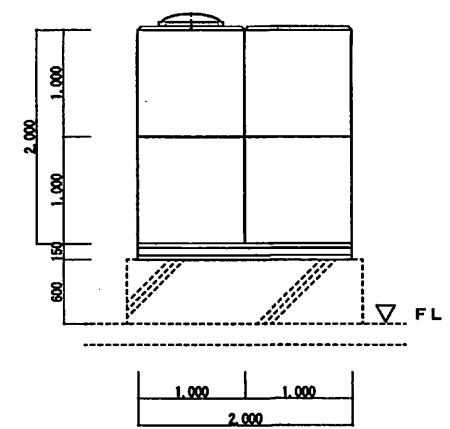
工事件名	高架水槽等清掃役務	図面番号	3 / 4
図面名	配置図 高架水槽姿図 受水槽平面図 受水槽流出側立面図	縮尺	図示
練馬駐屯地業務隊管理科			



1号庁舎-1F平面図 1/300



受水槽 (TW-1) 平面図 1/50



受水槽 (TW-1) 姿図 1/50

工事件名	高架水槽等清掃役務	図面番号	4 / 4
図面名	庁舎平面図・受水槽詳細図	縮尺	図示
練馬駐屯地業務隊管理科			